

大福障第2179号  
令和6年8月5日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

大津市障害福祉課長

### 虐待防止措置未実施減算の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業等に関し、令和3年度の運営基準改正により、令和4年度から障害者虐待防止措置が義務化されたところですが、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により令和6年4月1日以降、虐待防止措置未実施減算が新設されることとなりました。

については、当該減算の取扱いについて、別紙のとおりとしますので、十分に御確認ください。

なお、虐待防止に関する手引きや国通知等については、以下の厚労省ホームページを御参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

大津市障害福祉課事業所指定係  
TEL:077-528-2696  
e-mail:otsul408@city.otsu.lg.jp

### 1. 減算の適用サービス種別

全サービス

### 2. 減算の単位数等

- ・ 所定単位数の100分の1（1%）を減算
- ・ 所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く（下記図参照）。）がなされる前の単位数
- ・ 減算対象は利用者全員

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																				
イ 居室における身体介護	(1) 30分未満 (256単位)	基礎研修課程終了者等により行われる場合	重度訪問介護研修終了者による場合	2人の指定介護従事者による場合	夜間（しくは早朝の場合又は深夜の場合）	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	身体障害者停止未実施減算	宿泊施設指定未実施減算	基礎研修指定未実施減算	情報公表未開始減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算（月2回を限度）	障害従事者加算																			
ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）	(1) 30分未満 (256単位)	×70/100	(2) 30分以上1時間未満 (404単位)	(3) 1時間以上1時間30分未満 (560単位)	(4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位)	(5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位)	(6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位)	(7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	(1) 30分未満 (256単位)	(2) 30分以上1時間未満 (404単位)	(3) 1時間以上1時間30分未満 (560単位)	(4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位)	(5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位)	(6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位)	(7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	×200/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所加算Ⅰ +20/100	特定事業所加算Ⅱ +10/100	特定事業所加算Ⅲ +10/100	特定事業所加算Ⅳ +5/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位	1人1日当たり100単位を加算							
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (100単位)		(2) 30分以上45分未満 (153単位)	(3) 45分以上1時間未満 (197単位)	(4) 1時間以上1時間15分未満 (220単位)	(5) 1時間15分以上1時間30分未満 (275単位)	(6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位)	×90/100	×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所加算Ⅰ +10/100	特定事業所加算Ⅱ +10/100												特定事業所加算Ⅲ +5/100						
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）	(1) 30分未満 (197単位)		(2) 30分以上1時間未満 (275単位)	(3) 1時間以上1時間30分未満 (311単位)	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+35単位)	×102/100	×102/100																					×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所加算Ⅰ +10/100	特定事業所加算Ⅱ +10/100	特定事業所加算Ⅲ +5/100
ホ 通院等乗降介助	(1) 30分未満 (102単位)		(2) 30分以上1時間未満 (197単位)	(3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位)	(4) 1時間30分以上 (311単位に30分を増すごとに+35単位)																												

### 3. 減算の適用要件

以下のいずれかに該当する場合、減算適用とする。

- (1) 虐待防止委員会を定期的（1年に1回以上）に開催していない。また、開催していても、その結果について従業者に周知徹底が図られていない。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない。
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者が配置されていない。

#### 【補足】

- 「1年に1回以上」とは、1年後の同日までに実施していること。例えば令和6年7月17日に委員会等を開催した場合、令和7年7月16日までの間に次の委員会等を開催すること。それを超えて開催する場合（例：令和7年7月17日に開催）は、要件を満たさないものとする。
- 委員会は法人単位での設置や虐待防止委員会と一体的に運用しても差し支えない。また、テレビ電話等を利用して開催しても差し支えない。
- 委員会では以下の内容について整備・協議を行うこととし、その記録を5年間保存しておくこと。以下を満たさない、および記録がない場合、委員会を開催

していないとみなす場合がある。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）事案を報告するための様式の整備

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告

ウ イにより報告された事例を集計・分析（イによる報告がない場合、虐待の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等の確認・共有）

エ ウを基に、当該事例の再発防止策を検討

オ 労働環境・条件について確認するための様式の整備および当該様式に従い作成された内容の集計・報告・分析

カ 報告された事例及び分析結果等を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

- 研修の開催については、身体拘束等に関する研修において虐待防止の内容を含んでいる場合は、虐待防止の研修を実施しているとみなしてよい。また、小規模事業所が実施する研修の方法として、従業者の全体ミーティング等を活用する、各圏域の自立支援協議会が実施している研修等へ参加する等が考えられる。
- 研修の記録については、以下の内容がわかるものを記録し、保存しておかなければ**実施していない**とみなす。
  - ・ 研修開催日、参加者出欠表
  - ・ 欠席者への対応（例：資料等確認後の感想等）
  - ・ 研修資料
  - ・ 研修の復命書（例：参加者アンケート等）
- **委員会と研修会を一体的に実施することは認められない。**なお、小規模の事業所等で委員会会員および研修会受講者が同一の場合または委員会と研修会の実施内容を明確に分けることが可能な場合については、同日で実施しても差し支えない（例：午前には委員会、午後には研修会）。

#### 4. 減算の適用期間

---

・ 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となる。

・ 減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、市が指定する日時までに、市へ改善計画書を提出し、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に報告すること。

当該報告により改善が認められた月が減算終了月となる。

## 5. 留意事項

- ・ 令和6年度以降に実施する運営指導等において、令和5年度以前に生じた運営基準を満たさない事実が確認された場合も減算の対象となる。
- ・ 改善計画および改善報告については、運営指導等にて基準を満たさない事実を確認した際に、運営指導等の結果通知とともに参考様式を送付する。

### 【参照通知等】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第97号障発0329第33号令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第97号障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第97号 障発0329第33号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第94号 令和6年3月29日】
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和6年6月4日）